

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	1,081,752	1,070,183	1,567,864	1,787,713	1,307,584
	土地区画整理特別会計	751,583	332,935	101,572	29,001	83,531
	土地区画整理事業清算特別会計	5,491	5,186	5,588	5,000	4,121
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	325,043	312,396	312,917	211,909	214,954
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	533,848	637,839	731,552	570,136	753,632
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		2,697,717	2,358,539	2,719,493	2,603,759	2,363,822
標準財政規模		245,519,536	242,214,850	246,959,896	250,158,271	249,546,359
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.09%)	(0.97%)	(1.10%)	(1.04%)	(0.94%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,809,769	5,326,936	590,679	1,012,527	866,993
	競輪、競艇特別会計	2,292,295	1,547,140	1,329,451	1,212,413	859,346
	老人保健医療特別会計	1,558,463	1,514,124	74,482	-	-
	駐車場特別会計	104,995	118,588	105,400	74,255	85,595
	介護保険特別会計	1,269,252	749,156	605,323	968,207	1,722,714
	後期高齢者医療特別会計	1,113,576	357,845	396,361	356,531	677,260

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,581,303	5,016,903	5,101,381	5,328,384	5,084,129
		工業用水道事業会計	1,508,915	1,587,156	1,440,269	1,483,319	1,500,449
		交通事業会計	1,532,100	1,585,433	1,627,148	1,633,069	1,650,160
		病院事業会計	▲1,175,631	▲1,271,877	▲756,435	1,011,828	2,401,562
		下水道事業会計	3,909,426	3,431,925	3,053,307	2,827,795	2,797,035
法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	82,731	83,054	86,275	72,031	50,675
		簡易水道事業特別会計	28,413	27,416	26,680	-	-
		中央卸売市場特別会計	133,445	137,374	130,000	134,485	105,495
		渡船特別会計	58,406	60,092	60,709	66,630	49,262
		国民宿舎特別会計	37,709	35,087	27,294	23,101	0
		廃棄物発電特別会計	692,975	900,750	860,557	728,795	1,263,976
		漁業集落排水特別会計	5,965	4,246	4,651	4,887	3,404
	市民太陽光発電所特別会計	-	-	-	-	10,350	
	宅地造成事業	港湾整備特別会計	0	0	0	0	0
		産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
		空港関連用地整備特別会計	109,859	108,271	108,619	106,097	114,416
		学術研究都市土地区画整理特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		28,351,683	23,678,158	17,591,644	19,648,113	21,606,643	
標準財政規模		245,519,536	242,214,850	246,959,896	250,158,271	249,546,359	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(11.54%)	(9.77%)	(7.12%)	(7.85%)	(8.65%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	4,800,321	4,968,155	4,082,236	8,631,311	8,939,604
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	管崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	姪浜土地区画整理事業特別会計	0	-	-	-	-
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	-	0	0	0
合計(1)		4,800,321	4,968,155	4,082,236	8,631,311	8,939,604
標準財政規模		334,177,485	331,789,710	339,940,315	348,082,863	348,521,765
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.43%)	(1.49%)	(1.20%)	(2.47%)	(2.56%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	177,539	82,916	79,264	110,326	100,850
	国民健康保険事業特別会計	▲ 6,912,396	▲ 2,937,195	▲ 463,066	1,671,645	1,669,549
	老人保健医療特別会計	▲ 127,303	▲ 11,701	0	-	-
	介護保険事業特別会計	1,336,148	199,182	403,616	318,336	889,286
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	729,401	375,182	120,902	557,926	836,281

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	病院事業会計	92,927	596,619	-	-	-
	下水道事業会計	3,522,217	3,628,664	4,473,910	6,399,485	8,185,370
	水道事業会計	7,384,207	7,225,372	7,677,483	7,916,802	8,065,660
	工業用水道事業会計	178,297	169,218	163,314	96,531	124,774
	高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法非適用企業	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	中央卸売市場特別会計	0	9,585	18,460	27,589	10,702
	市営渡船事業特別会計	51	102	0	0	0
	港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
	市街地再開発事業特別会計	0	-	-	-	-
合計(2)		11,181,409	14,306,099	16,556,119	25,729,951	28,822,076
標準財政規模		334,177,485	331,789,710	339,940,315	348,082,863	348,521,765
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.34%)	(4.31%)	(4.87%)	(7.39%)	(8.26%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	▲ 970,773	▲ 383,134	470,900	728,098	1,432,294
	土地区画整理事業	0	135	0	0	0
	住宅新築資金等貸付事業	0	21	0	0	-
	病院事業債管理特別会計	-	-	0	0	0
合計 (1)		▲ 970,773	▲ 382,978	470,900	728,098	1,432,294
標準財政規模		27,177,047	27,630,036	28,305,865	28,219,083	28,309,100
実質赤字比率 (%)		3.57%	1.38%	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.66%)	(2.58%)	(5.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	1,073,861	741,980	3,466	25,261	5,464
	介護保険事業	131,243	25,839	54,320	2,481	4,849
	後期高齢者医療事業	22,566	30,694	30,759	30,254	41,381
	老人保健医療事業	7,648	25,951	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外	570,480	496,862	1,022,164	1,271,905	1,440,535
	病院事業	2,589,913	3,105,045	-	-	-
	下水道事業会計	159,293	185,093	72,297	88,704	100,369
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		3,584,231	4,228,486	1,653,906	2,146,703	3,024,892
標準財政規模		27,177,047	27,630,036	28,305,865	28,219,083	28,309,100
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.18%)	(15.30%)	(5.84%)	(7.60%)	(10.68%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	728,851	718,630	972,591	1,030,807	1,051,888
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,244	49,045	61,742	65,561	59,779
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	57,674	48,191	27,482	34,166	54,153
	ガス事業清算特別会計	-	0	-	-	-
合計 (1)		804,769	815,866	1,061,815	1,130,534	1,165,820
標準財政規模		62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.28%)	(1.28%)	(1.61%)	(1.68%)	(1.73%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	96,070	914,175	218,763	425,184	160,080
	介護保険事業特別会計	570,306	299,263	221,973	37,838	217,741
	後期高齢者医療事業特別会計	75,917	62,367	70,941	84,228	109,050
	老人保健事業特別会計	236,226	257,318	0	-	-
	市営駐車場事業特別会計	3,354	3,354	3,456	3,367	3,259
	競輪事業特別会計	459,926	392,790	423,155	582,270	587,053

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	3,572,684	3,494,057	3,015,788	3,061,712	2,734,288
	ガス事業会計	2,595,408	-	-	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業	75	81	74	71	140
		下水道事業	104,162	119,778	119,650	92,103	80,023
		農業集落排水事業	26,159	24,862	23,505	23,116	21,959
		特定地域生活排水処理事業	18,576	8,414	2,265	10,741	10,800
		中央卸売市場事業	12,278	17,220	17,691	14,856	33,706
		地方卸売市場事業	5,068	7,644	10,728	13,410	10,582
		産業団地整備事業特別会計	0	0	-	-	-
	宅地造成事業						
合計 (2)		8,580,978	6,417,189	5,189,804	5,479,430	5,134,501	
標準財政規模		62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(13.71%)	(10.10%)	(7.88%)	(8.18%)	(7.64%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	8,747	9,909	463,954	637,563	496,397
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	230	373	297	198	314
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		8,977	10,282	464,251	637,761	496,711
標準財政規模		12,303,259	12,443,572	12,825,331	12,830,050	12,862,902
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.07%)	(0.08%)	(3.61%)	(4.97%)	(3.86%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 87,389	105,430	44,050	▲ 66,184	▲ 61,574
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	108,201	43,237	22,269	10,102	36,909
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	224	2,758	5,846	7,863	7,948
	後期高齢者医療特別会計	12,653	16,815	13,518	16,312	20,162
	老人保健特別会計	0	81	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	1,434,441	1,459,823	1,570,134	1,596,711	1,565,637
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	742	319	502	499	1,071
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	508	482	480	443	598
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		1,478,357	1,639,227	2,121,050	2,203,507	2,067,462
標準財政規模		12,303,259	12,443,572	12,825,331	12,830,050	12,862,902
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.01%)	(13.17%)	(16.53%)	(17.17%)	(16.07%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	838,694	1,223,292	1,574,271	1,506,387	1,677,628
	学校給食事業特別会計	12,260	12,164	24,749	24,895	28,753
	住宅新築資金等貸付特別会計	11,943	8,276	4,929	429	7,165
	汚水処理事業特別会計	1,207	2,915	1,551	724	780
合計(1)		864,104	1,246,647	1,605,500	1,532,435	1,714,326
標準財政規模		31,082,580	31,921,563	32,842,970	32,710,141	32,710,657
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.78%)	(3.90%)	(4.88%)	(4.68%)	(5.24%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	755,255	451,897	275,059	47,453	75,454
	介護保険特別会計保険事業勘定	294,743	125,291	56,267	11,580	10,568
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	166	114	139	101	124
	後期高齢者医療特別会計	8,663	5,241	29,634	32,433	42,582
	老人保健特別会計	▲ 25,489	1,872	283	-	-
	介護サービス事業特別会計	5,420	383	3,535	4,591	2,293
	駐車場事業特別会計	77	0	184	157	101
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 601,043	▲ 603,711	▲ 620,261	▲ 745,199	▲ 987,125

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,302,481	1,373,802	1,540,475	1,610,879	1,718,663
	産炭地域小水系用水道事業会計	4,482	2,533	1,751	3,477	11,262
	飯塚市立病院事業会計	856	1,237	1,723	2,277	2,764
	下水道事業会計	519,663	592,200	592,464	569,551	574,555
飯塚市立頼田病院事業会計	0	-	-	-	-	
宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	地方卸売市場事業特別会計	153	1	168	138	158
	農業集落排水事業特別会計	146	105	98	82	80
	宅地造成事業					
工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
合計(2)		3,129,677	3,197,612	3,487,019	3,069,955	3,165,805
標準財政規模		31,082,580	31,921,563	32,842,970	32,710,141	32,710,657
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.06%)	(10.01%)	(10.61%)	(9.38%)	(9.67%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	319,645	379,344	474,955	857,908	531,574
	急患医療特別会計	19,573	42,568	33,605	33,035	28,576
	住宅新築資金等貸付特別会計	27,329	57,646	64,491	58,339	68,597
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	493	16
	合計(1)	366,547	479,558	573,051	949,775	628,763
標準財政規模		12,589,103	12,970,290	13,099,230	13,040,755	12,878,379
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.91%)	(3.69%)	(4.37%)	(7.28%)	(4.88%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	465,216	286,190	150,586	85,671	99,808
	後期高齢者医療特別会計	15,651	5,760	4,438	5,097	4,531
	老人保健特別会計	▲ 9,556	5,117	0	-	-
	合計	461,311	297,067	155,024	90,768	104,349
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	280,681	359,889	682,197	552,182	525,059
	病院事業会計	▲ 143,726	▲ 208,905	▲ 158	232,621	538,747
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		974,813	927,609	1,410,114	1,825,346	1,796,908
標準財政規模		12,589,103	12,970,290	13,099,230	13,040,755	12,878,379
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.74%)	(7.15%)	(10.76%)	(13.99%)	(13.95%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	355,733	895,041	835,992	1,209,861	946,911
	住宅新築資金等特別会計	1,379	2,693	3,140	3,467	3,250
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		357,112	897,734	839,132	1,213,328	950,161
標準財政規模		15,946,401	16,514,996	17,130,412	17,035,288	16,809,940
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.23%)	(5.43%)	(4.89%)	(7.12%)	(5.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	17,651	67,425	8,907	9,132	105,276
	老人保健特別会計	▲ 27,281	▲ 835	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	10,979	3,683	2,512	4,622	5,144
合計(2)		1,697,583	2,238,135	2,272,609	2,734,937	2,648,499
標準財政規模		15,946,401	16,514,996	17,130,412	17,035,288	16,809,940
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.64%)	(13.55%)	(13.26%)	(16.05%)	(15.75%)
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	1,317,548	1,205,034	1,329,384	1,430,618	1,538,782
法非適用企業	下水道事業特別会計	21,574	65,094	92,674	77,237	49,136
合計(2)		1,697,583	2,238,135	2,272,609	2,734,937	2,648,499
標準財政規模		15,946,401	16,514,996	17,130,412	17,035,288	16,809,940
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.64%)	(13.55%)	(13.26%)	(16.05%)	(15.75%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	1,275,681	1,461,860	1,698,159	1,638,697	1,122,701
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 127,705	▲ 147,492	▲ 145,655	▲ 144,886	▲ 144,882
	矢部診療所特別会計	467	1,989	6,894	10,493	6,030
	グリーンピア八女特別会計	5,666	0	-	-	-
	専用水道	0	-	-	-	-
合計 (1)		1,154,109	1,316,357	1,559,398	1,504,304	983,849
標準財政規模		20,912,421	21,285,303	22,790,351	22,274,125	21,688,568
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.51%)	(6.18%)	(6.84%)	(6.75%)	(4.53%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	▲ 11,897	▲ 268,312	▲ 137,584	51,151	3,329
	老人保健特別会計	24,924	398	0	-	-
	介護保険事業費特別会計	164,266	226,859	259,901	131,634	196,064
	後期高齢者医療特別会計	30,889	8,027	14,430	13,834	18,666
合計 (2)		2,174,300	2,166,528	2,724,763	2,826,143	2,390,583
標準財政規模		20,912,421	21,285,303	22,790,351	22,274,125	21,688,568
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.39%)	(10.17%)	(11.95%)	(12.68%)	(11.02%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業費特別会計	22,270	17,398	12,089	11,627	16,486
	下水道事業特別会計	20,101	28,499	18,645	15,172	17,246
	農業集落排水事業特別会計	680	1,540	2,312	2,734	3,863
合計 (2)		2,174,300	2,166,528	2,724,763	2,826,143	2,390,583
標準財政規模		20,912,421	21,285,303	22,790,351	22,274,125	21,688,568
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.39%)	(10.17%)	(11.95%)	(12.68%)	(11.02%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	81,315	197,769	724,580	952,420	774,616
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		81,315	197,769	724,580	952,420	774,616
標準財政規模		7,654,059	7,849,900	8,117,671	8,025,444	7,932,643
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.06%)	(2.51%)	(8.92%)	(11.86%)	(9.76%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	43,480	59,481	30,936	22,189	▲ 156,135
	介護保険事業	57,040	60,550	38,634	11,418	27,272
	後期高齢者医療事業	2,054	2,010	1,710	1,330	2,558
	老人保健医療事業	▲ 3,359	6,128	0	-	-
	介護サービス事業	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,325,670	1,488,166	2,001,829	2,220,111	1,864,589
標準財政規模		7,654,059	7,849,900	8,117,671	8,025,444	7,932,643
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.31%)	(18.95%)	(24.66%)	(27.66%)	(23.50%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	157,770	151,911	266,762	267,812	374,741
	住宅新築資金等貸付事業会計	13,504	30,257	23,042	14,663	11,184
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		171,274	182,168	289,804	282,475	385,925
標準財政規模		12,526,876	12,927,599	13,272,159	13,260,481	13,514,256
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.36%)	(1.40%)	(2.18%)	(2.13%)	(2.85%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,039,415	▲ 1,278,598	▲ 927,789	▲ 1,003,900	▲ 1,024,611
	老人保健特別会計	6,603	12,454	0	-	-
	介護認定特別会計	6,218	6,041	1,969	1,789	3,130
	介護保険(保険事業勘定)会計	245,348	97,427	85,690	3,780	65,188
	介護保険(サービス事業勘定)会計	3,973	529	558	1,410	0
	後期高齢者医療特別会計	12,000	12,401	13,169	10,987	16,155

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	887,014	1,010,051	962,376	1,129,072	1,109,058
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業会計	38,751	47,020	79,838	46,127	50,954
	地方卸売市場会計	911	1,209	1,995	524	1,159
	農業集落排水事業会計	3,568	1,258	533	2,486	2,496
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		336,245	91,960	508,143	474,750	609,454
標準財政規模		12,526,876	12,927,599	13,272,159	13,260,481	13,514,256
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.68%)	(0.71%)	(3.82%)	(3.58%)	(4.50%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。  
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	137,083	143,529	160,995	216,665	123,364
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 36,400	▲ 34,382	▲ 33,688	▲ 32,309	▲ 31,237
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	-	-
	市営駐車場事業特別会計	8,540	631	1,868	1,912	2,494
	バス事業特別会計	▲ 19,824	0	0	0	0
	合計(1)	89,399	109,778	129,175	186,268	94,621
標準財政規模		6,634,679	6,820,207	6,930,543	6,953,326	6,855,775
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.34%)	(1.60%)	(1.86%)	(2.67%)	(1.38%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	455,531	439,218	285,717	319,849	269,445
	後期高齢者医療事業特別会計	6,601	9,704	10,142	11,817	14,677
	老人保健特別会計	▲ 3,768	1,623	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	110,783	144,222	146,232	142,496	178,759
		東部地区工業用水道事業会計	37,150	44,581	51,895	57,717	62,165
		公共下水道事業特別会計	121,613	164,235	209,227	266,485	-
		農業集落排水施設事業特別会計	6,956	12,972	15,460	20,415	-
		下水道事業特別会計	-	-	-	-	316,304
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
		工業用地造成事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(2)		824,265	926,333	847,848	1,005,047	935,971	
標準財政規模		6,634,679	6,820,207	6,930,543	6,953,326	6,855,775	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(12.42%)	(13.58%)	(12.23%)	(14.45%)	(13.65%)	

○用語解説  
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計  
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの  
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額  
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)  
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	650,766	637,275	672,673	719,758	766,036
	公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	▲ 615,738	▲ 612,820	▲ 601,977	▲ 580,870	▲ 563,746
	地域下水道事業特別会計	3,303	3,979	5,756	2,942	205
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		38,331	28,434	76,452	141,830	202,495
標準財政規模		9,112,820	9,289,423	9,590,562	9,455,006	9,655,782
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.42%)	(0.30%)	(0.79%)	(1.50%)	(2.09%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	▲ 755,487	▲ 732,945	▲ 933,902	▲ 1,121,096	▲ 1,109,041
	介護保険事業特別会計	78,006	48,604	59,765	20,676	14,009
	後期高齢者医療事業特別会計	11,897	435	486	1,142	15,226
	老人保健事業特別会計	10,619	461	2,744	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業	1,266,165	1,357,555	1,476,116	1,614,610	1,636,314
	病院事業	43,915	37,182	60,939	29,756	60,449
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	公共下水道事業	3,875	1,955	2,727	2,293	4,554
	宅地造成事業					
合計 (2)		697,321	741,681	745,327	689,211	824,006
標準財政規模		9,112,820	9,289,423	9,590,562	9,455,006	9,655,782
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.65%)	(7.98%)	(7.77%)	(7.28%)	(8.53%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	533,933	605,680	608,109	808,665	740,999
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,035	9,292	9,235	9,299	8,946
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		542,968	614,972	617,344	817,964	749,945
標準財政規模		10,708,335	10,956,466	11,342,128	11,421,016	11,438,645
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.07%)	(5.61%)	(5.44%)	(7.16%)	(6.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 623,832	▲ 527,867	▲ 445,962	▲ 738,454	▲ 717,155
	老人保健事業	▲ 6,380	6,601	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	15,161	15,880	16,356	17,227	21,163
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	117,335	34,436	14,960	19,627	16,211
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	2,676	3,193	6,128	9,632	11,459

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	904	838	1,257	984	880
	宅地造成事業以外					
	工業団地整備事業特別会計	-	-	-	-	0
合計(2)		48,832	148,053	210,083	126,980	82,503
標準財政規模		10,708,335	10,956,466	11,342,128	11,421,016	11,438,645
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.45%)	(1.35%)	(1.85%)	(1.11%)	(0.72%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	579,862	569,230	794,874	423,156	849,928
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,702	588	7,271	4,482	256
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	825	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (1)		583,564	569,818	802,145	428,463	850,184
標準財政規模		17,461,026	17,447,559	18,009,399	18,184,732	18,498,480
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.34%)	(3.26%)	(4.45%)	(2.35%)	(4.59%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	56,778	167,120	160,992	148,459	231,945
	介護保険事業特別会計	68,315	71,922	47,199	51,724	82,491
	後期高齢者医療事業特別会計	21,439	24,671	26,853	31,156	37,641
	老人保健事業特別会計	6,684	2,528	51	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	2,169,088	2,172,019	2,071,231	2,110,525	2,154,674
	下水道事業会計	1,095,200	1,213,265	1,332,122	1,388,469	1,466,002
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		4,001,068	4,221,343	4,440,593	4,158,796	4,822,937
標準財政規模		17,461,026	17,447,559	18,009,399	18,184,732	18,498,480
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.91%)	(24.19%)	(24.65%)	(22.86%)	(26.07%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	284,147	450,533	466,618	716,266	907,718
	土地取得事業特別会計	9	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		284,156	450,533	466,618	716,266	907,718
標準財政規模		17,268,017	17,220,620	17,714,662	17,934,790	18,155,909
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.64%)	(2.61%)	(2.63%)	(3.99%)	(4.99%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	182,502	293,548	445,117	445,240	501,549
	老人保健医療事業特別会計	3,659	329	0	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	37,258	36,387	43,514	46,852	55,191
	介護保険事業特別会計	71,853	47,584	56,122	42,810	103,439
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	下水道事業会計	425,159	461,838	500,761	553,459	608,522
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		1,004,587	1,290,219	1,512,132	1,804,627	2,176,419
標準財政規模		17,268,017	17,220,620	17,714,662	17,934,790	18,155,909
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.81%)	(7.49%)	(8.53%)	(10.06%)	(11.98%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	458,836	446,927	697,454	585,208	628,998
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		458,836	446,927	697,454	585,208	628,998
標準財政規模		16,915,505	16,779,329	17,158,777	17,556,827	17,715,261
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.71%)	(2.66%)	(4.06%)	(3.33%)	(3.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	28,390	32,674	59,257	32,590	32,804
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	67,410	67,967	49,812	49,730	65,891
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	22,768	21,007	11,076	14,995	10,304
	後期高齢者医療特別会計	27,202	7,048	957	2,406	7,362
	老人保健特別会計	3	0	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,128,772	2,327,183	2,550,845	2,718,908	2,765,777
	宅地造成事業	下水道事業会計	519,409	601,119	580,155	627,691	672,478
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計 (2)		3,252,790	3,503,925	3,949,556	4,031,528	4,183,614	
標準財政規模		16,915,505	16,779,329	17,158,777	17,556,827	17,715,261	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(19.22%)	(20.88%)	(23.01%)	(22.96%)	(23.61%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	542,261	1,031,060	1,051,188	705,290	476,069
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,321	10,587	4,597	5,096	4,902
	赤間駅北口整備事業特別会計	0	0	0	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		547,582	1,041,647	1,055,785	710,386	480,971
標準財政規模		18,832,290	18,976,052	19,337,928	19,429,221	19,416,901
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.90%)	(5.48%)	(5.45%)	(3.65%)	(2.47%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	34,557	25,828	66,503	162,209	111,355
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	4,767	1,122	693	232	736
	老人保健特別会計	1	0	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	24,577	27,352	31,866	34,315	41,888
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	120,579	51,066	59,190	23,763	53,299
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	3,918	2,287	1,595	2,187	2,844
合計(2)		2,364,952	2,699,017	1,971,006	1,789,942	1,682,565
標準財政規模		18,832,290	18,976,052	19,337,928	19,429,221	19,416,901
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.55%)	(14.22%)	(10.19%)	(9.21%)	(8.66%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	696,612	895,768	895,198	1,062,405	991,484
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	723	1,213	2,797	4,275	441
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		697,335	896,981	897,995	1,066,680	991,925
標準財政規模		11,693,105	11,790,622	12,198,349	12,415,341	12,367,282
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.96%)	(7.60%)	(7.36%)	(8.59%)	(8.02%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 48,348	▲ 131,516	▲ 318,789	▲ 502,807	▲ 664,123
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	52,689	17,052	21,591	2,966
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	-	1,778	5,036	4,887	7,053
	後期高齢者医療特別会計	31,507	37,275	41,150	45,445	50,677
	老人保健特別会計	98,128	18,531	0	-	-
	介護保険事業特別会計	92,765	-	-	-	-
合計 (2)		5,054,300	3,911,521	3,775,074	3,780,653	3,349,996
標準財政規模		11,693,105	11,790,622	12,198,349	12,415,341	12,367,282
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(43.22%)	(33.17%)	(30.94%)	(30.45%)	(27.08%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	454,232	310,642	507,612	469,028	757,193
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,371	10,759	13,620	9,366	18,956
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		462,603	321,401	521,232	478,394	776,149
標準財政規模		10,998,392	10,949,310	11,182,551	11,325,342	11,429,716
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.20%)	(2.93%)	(4.66%)	(4.22%)	(6.79%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	101,606	407,107	315,823	222,750	118,167
	老人保健特別会計	▲ 5,514	▲ 368	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	6,411	2,662	3,349	1,505	3,488
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	101,872	127,156	125,938	117,740	150,486
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	452	1,702	629	401	2,479
合計(2)		2,177,275	2,450,172	2,570,551	2,329,561	2,552,421
標準財政規模		10,998,392	10,949,310	11,182,551	11,325,342	11,429,716
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.79%)	(22.37%)	(22.98%)	(20.56%)	(22.33%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	1,483,661	1,544,168	1,539,686	1,423,662	1,442,110
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	16,264	37,305	54,642	77,857	45,145
	農業集落排水事業特別会計	9,920	9,039	9,252	7,252	14,397
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。  
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	376,619	397,527	230,147	540,330	265,114
	地域し尿処理施設事業特別会計	7,654	12,896	11,790	15,934	9,538
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,950	13,373	5,795	6,500	4,143
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		392,223	423,796	247,732	562,764	278,795
標準財政規模		11,026,909	11,251,177	11,651,909	11,774,158	11,915,603
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.55%)	(3.76%)	(2.12%)	(4.77%)	(2.33%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	13,010	16,557	8,626	9,501	130,720
	老人保健特別会計	20,864	1,282	1,775	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	5,661	6,354	6,700	20,911	25,895
	介護保険事業特別会計	119,936	20,737	21,427	48,021	35,615

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	1,671,859	1,507,882	-	-	-
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	79,094	5,943	5,616	10,785	14,442
	本木簡易水道事業特別会計	1,130	716	-	-	-
合計 (2)		2,303,777	1,983,267	291,876	651,982	485,467
標準財政規模		11,026,909	11,251,177	11,651,909	11,774,158	11,915,603
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.89%)	(17.62%)	(2.50%)	(5.53%)	(4.07%)

○用語解説  
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計  
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの  
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額  
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)  
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	271,318	346,606	595,888	808,149	620,568
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,523	15,973	17,261	18,235	18,966
	自動車学校特別会計	1,487	4,456	9,598	2,183	1,944
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		287,328	367,035	622,747	828,567	641,478
標準財政規模		8,348,635	8,613,253	9,071,404	9,155,002	9,124,153
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.44%)	(4.26%)	(6.86%)	(9.05%)	(7.03%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	61,313	4,288	8,546	3,870	42,023
	老人保健事業特別会計	26,388	2,968	0	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	16,224	1,876	586	2,414	209

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	53,670	56,569	11,714	12,927	17,530
	農業集落排水事業特別会計	3,131	3,282	4,393	2,682	3,114
	浄化槽整備事業特別会計	3,697	5,465	3,168	1,756	2,696
	簡易水道事業特別会計	4,042	14,429	5,354	2,497	2,895
合計(2)		455,793	455,912	656,508	854,713	709,945
標準財政規模		8,348,635	8,613,253	9,071,404	9,155,002	9,124,153
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.45%)	(5.29%)	(7.23%)	(9.33%)	(7.78%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	724,860	208,082	649,947	677,196	770,885
	住宅新築資金等特別会計	3,800	6,487	4,291	3,042	4,069
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		728,660	214,569	654,238	680,238	774,954
標準財政規模		9,544,815	9,402,826	9,403,788	9,279,313	9,193,383
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.63%)	(2.28%)	(6.95%)	(7.33%)	(8.42%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	96,786	100,532	1,063	▲ 13,537	▲ 134,796
	後期高齢者医療特別会計	8,599	8,130	14,567	11,454	6,208
	老人保健特別会計	57,406	5,932	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	127,300	125,656	136,872	154,394	193,251
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	608	1,027	589	349	2,567
	公共下水道事業特別会計	15,116	3,544	8,527	7,640	8,428
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,034,475	459,390	815,856	840,538	850,612
標準財政規模		9,544,815	9,402,826	9,403,788	9,279,313	9,193,383
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.83%)	(4.88%)	(8.67%)	(9.05%)	(9.25%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	416,756	268,414	365,657	770,998	289,003
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	11,071	6,698	33,142	13,875	42,605
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		427,827	275,112	398,799	784,873	331,608
標準財政規模		13,739,136	13,499,722	14,025,103	13,944,882	13,471,683
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.11%)	(2.03%)	(2.84%)	(5.62%)	(2.46%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 167,736	▲ 172,986	▲ 273,763	▲ 316,194	▲ 376,991
	老人保健事業特別会計	63,662	49,698	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	7,799	16,188	13,428	16,061	20,275
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	141,442	67,759	30,821	25,901	26,360
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	868,687	817,817	851,961	945,095	1,058,619
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		1,341,681	1,053,588	1,021,246	1,455,736	1,059,871
標準財政規模		13,739,136	13,499,722	14,025,103	13,944,882	13,471,683
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.76%)	(7.80%)	(7.28%)	(10.43%)	(7.86%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。  
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	79,057	319,851	856,799	854,835	587,505
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 26,095	▲ 17,668	▲ 3,136	7,342	867
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		52,962	302,183	853,663	862,177	588,372
標準財政規模		14,442,166	14,707,166	15,487,309	15,259,273	15,139,029
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.36%)	(2.05%)	(5.51%)	(5.65%)	(3.88%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 139,840	▲ 2,911	▲ 73,164	▲ 314,803	▲ 565,237
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	4,950	821	110	43	14
	老人保健特別会計	15,786	▲ 271	2,950	-	-
	後期高齢者医療特別会計	16,200	15,686	17,256	18,095	21,935
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	210,600	38,050	17,290	498	39,457
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,452	3,534	4,671	5,012	5,755

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	511,918	670,719	682,942	841,795	893,600
	工業用水道事業会計	484,594	499,347	519,568	558,626	484,773
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道特別会計	1,864	776	10	0	0
	下水道事業特別会計	0	0	65	6,610	591
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	個別排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業					
	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		1,161,486	1,527,934	2,025,361	1,978,053	1,469,260
標準財政規模		14,442,166	14,707,166	15,487,309	15,259,273	15,139,029
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.04%)	(10.38%)	(13.07%)	(12.96%)	(9.70%)

○用語解説  
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計  
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの  
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額  
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)  
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	487,102	428,330	869,037	509,117	686,261
	住宅新築資金等貸付会計	5,029	0	-	-	-
	用地特別会計	87	88	88	88	88
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		492,218	428,418	869,125	509,205	686,349
標準財政規模		10,442,504	10,687,319	11,337,449	11,166,915	10,826,170
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.71%)	(4.00%)	(7.66%)	(4.55%)	(6.33%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	310,695	330,931	253,412	122,743	217,046
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	137,873	95,108	84,649	52,342	34,416
	後期高齢者医療特別会計	1,266	498	1,356	207	2,070
	老人保険事業特別会計	▲ 5,974	657	0	-	-
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	3,262	5,326	6,519	7,691	8,346
合計 (2)		1,530,925	1,462,709	1,851,725	1,331,086	1,654,648
標準財政規模		10,442,504	10,687,319	11,337,449	11,166,915	10,826,170
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.66%)	(13.68%)	(16.33%)	(11.91%)	(15.28%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外	572,741	584,774	619,504	620,558	691,014
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	6,893	6,833	6,867	8,122	6,502
	農業集落排水事業特別会計	3,616	3,802	3,757	3,485	2,959
	生活排水処理事業特別会計	5,713	6,362	6,536	6,733	5,946
	簡易水道事業特別会計	2,622	0	-	-	-
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	843,603	913,626	855,109	971,881	976,106
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,517	7,613	11,355	3,161	21,977
	救急医療事業特別会計	-	58,453	67,568	64,024	60,897
合計 (1)		858,120	979,692	934,032	1,039,066	1,058,980
標準財政規模		19,746,662	20,044,709	21,141,216	21,076,905	21,021,675
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.34%)	(4.88%)	(4.41%)	(4.92%)	(5.03%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	69,171	425,702	362,078	652,867	261,014
	老人保健医療特別会計	134,635	19,076	16,122	-	-
	介護保険事業特別会計	72,371	183,109	51,366	1,850	82,140
	後期高齢者医療特別会計	21,678	30,918	23,791	20,792	27,702

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,899,894	1,985,275	2,139,821	2,112,208	2,048,759
		下水道事業会計	833,874	992,374	1,197,067	1,406,518	1,645,910
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	9,714	10,815	18,438	22,482	316
	宅地造成事業						
合計 (2)		3,899,457	4,626,961	4,742,715	5,255,783	5,124,821	
標準財政規模		19,746,662	20,044,709	21,141,216	21,076,905	21,021,675	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(19.74%)	(23.08%)	(22.43%)	(24.93%)	(24.37%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)